

一宮町中央公民館建設検討委員会における傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮町中央公民館建設検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、開会10分前までに、一宮町中央公民館建設検討委員会傍聴希望書（別記第1号様式）に住所、氏名を記入し、係員の指示に従って傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人の数は10人以内とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更することができる。

(傍聴ができない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴ができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

(行為の禁止)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 委員長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み使用すること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(制止等)

第5条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

2 委員長は、秘密会を開くときその他必要と認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

第6条 委員長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、教育長の決裁が完了した日から効力を有するものとする。

別記第1号様式（第2条関係）

一宮町中央公民館建設検討委員会傍聴希望書

標記会議の傍聴を希望します。

傍聴にあたり、下記事項を順守します。

令和 年 月 日

氏名		連絡先
住所		

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. 携帯電話は必ず電源を切って傍聴してください。
3. 会議会場での写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の録画・録音を目的とする機器の持ち込み・使用はご遠慮ください。
4. 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となるような行為は慎んでください。
5. 説明・発言等に対し賛否を表明し、または拍手をすることはできません。
6. 傍聴中、私語・談話・拍手はご遠慮ください。
7. 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
8. 傍聴中、飲食および喫煙はご遠慮ください。
9. 傍聴中、みだりに傍聴席を離れないでください。
10. 傍聴中、やむを得ない場合を除き入退室はしないでください。
11. 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している方、酒気を帯びていると認められる方、審議に影響を及ぼす恐れがあるものを携帯または着用している方、そのほか秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断わりいたします。
12. 前各項目に掲げるもののほか、会議を妨害し、または妨害となるような挙動や他人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた場合は、退場となる場合があります。
13. その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

==== 以下、事務局記載欄 =====

受付 番号	
----------	--